

障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等研修制度の変更について

平素より、本県障害保健福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、こども家庭庁及び厚生労働省からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という)研修制度の変更について通知がありましたのでお知らせさせていただきます。

記

1 主な変更点

(1) サービス管理責任者等実践研修の受講に係る実務経験について

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)について、一定の要件(※)を充足した場合には「6か月以上(原則は2年以上)」の期間で受講を可能とする。

【要件】

- ① 基礎研修修了時にすでにサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
 - ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案作成までの一連の業務を行う
 - ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う
- ③ 上記業務に従事することについて、県に届出を行う。

【県への届出方法】

- ・2人目以降のサービス管理責任者等として個別支援計画の作成業務を行う場合サービス管理責任者等の追加となるため変更届を提出ください。

<変更届に必要な添付書類>

- ①指定に係る記載事項(付表)、②経歴書、③雇用契約書(写)、
- ④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧、⑤組織体制図、⑥資格を証する書類(写)、
- ⑦実務経験証明書、⑧相談支援従事者研修(講義部分)受講証明書、
- ⑨サービス管理責任者等研修修了証(写)

※ 個別支援計画の業務に従事していることがわかるよう、④の勤務形態一覧の職種欄に「サビ管(計画業務従事)」等と記載すること。

- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如する事業所において個別支援計画の作成業務を行う場合
欠如の事由等を確認するため、欠如する前に障害保健福祉課までご連絡ください。

令和4年度に基礎研修を修了した方が、上記要件を満たす場合、令和5年度の実践研修(令和6年1月実施予定)を受講することができます。OJT 期間の短縮にあたっては、県への届出が必須であるため、漏れのないよう手続きください。

- (2) サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如する場合の措置について
やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、欠如した日から1年間、実務経験を有する者をサービス管理責任者等としてみなし配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を満たした場合については、実践研修を修了するまでの間(最長で欠如から2年間)サービス管理責任者等としてみなし配置可能とする。

【要件】

- ・実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ・サービス管理責任者等が欠如した時点ですでに基礎研修を修了済みである。
- ・サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

欠如の事由等を確認するため、欠如する前に障害保健福祉課までご連絡ください。

2 ホームページ

石川県ホームページにおいても資料を掲載いたします。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/shinsei/sabikan.html>

(事務担当)

障害保健福祉課企画推進グループ 畝

TEL:076-225-1428

FAX:076-225-1429

メール:une@pref.ishikawa.lg.jp

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

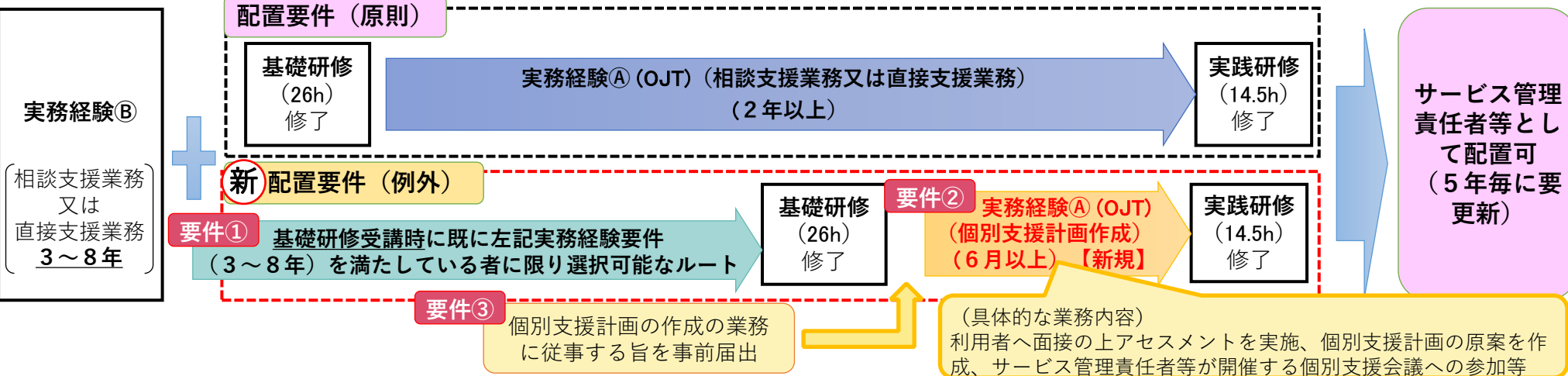
（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

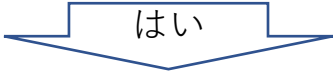
（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある



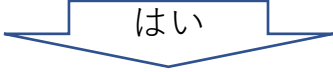
上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある



基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う



個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）



基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！



実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
（ただしOJT期間は2年以上必要）



OJT期間は2年以上必要
（内容は相談支援又は直接支援の業務で可）



OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要



業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

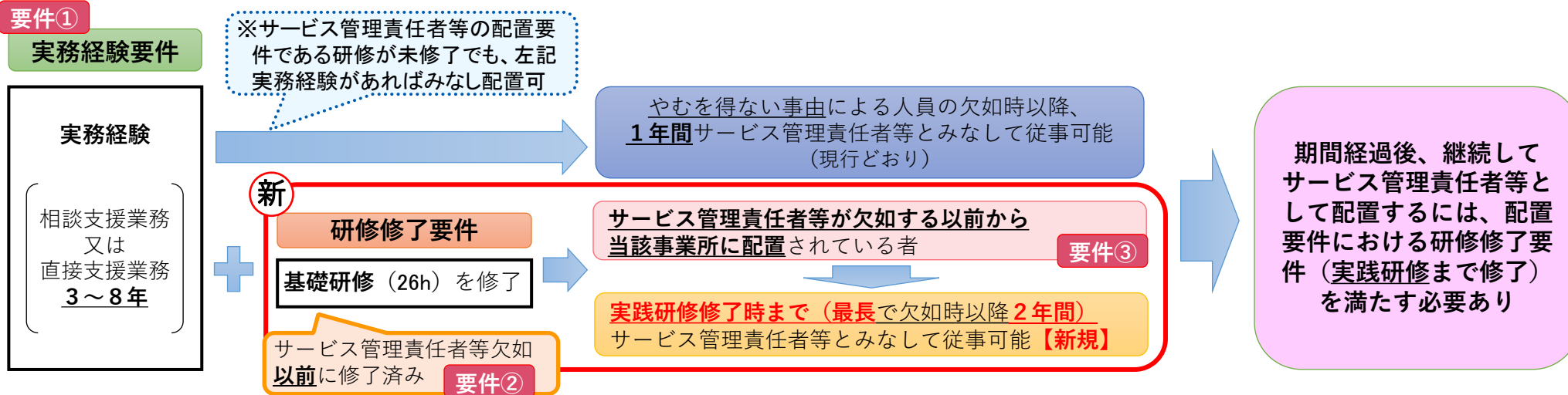
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

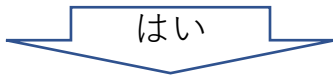
- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている



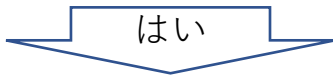
欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある



実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外



サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである



基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間



サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている



欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間



実践研修修了時まで（**最長**で欠如時以降**2年間**）
みなし配置可能